

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称) 冷水峠風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成26年11月14日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 冷水峠風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県むつ市及び下北郡東通村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大81,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 8月18日
環境大臣意見受理	平成26年10月10日
経済産業大臣意見	平成26年11月14日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称)冷水峠風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定

- (1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2) 水源のかん養や土砂の崩壊の防備を目的として指定されている保安林のうち、冷水峠より北部の森林については、ヒノキアスナロ等が優占する良好な林況を呈している。特に、その尾根筋やその周辺については、林齢の高い森林が大部分を占めているが、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置等により、尾根筋やその周辺の森林を伐開した場合、直接改変による森林環境の消失のほか、主に、西よりの卓越風による影響を強く受け、気象害等により、ヒノキアスナロ等が優占する良好な森林が劣化する蓋然性が高い。このため、対象事業実施区域は、冷水峠より北部の森林の改変を回避して設定すること。さらに、事業実施想定区域に存在する河川の源流部についても、事業実施により土砂や濁水の流入による水環境や水生生物等の動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、河川の源流部の改変は避けること。

2. 各論

(1) 鳥類について

事業実施想定区域の周辺においては、既存文献においてイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛きん類の生息が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等による重要な鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛きん類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）の考え方も踏まえて行うこと。

(2) 水生生物について

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 植物について

事業実施想定区域において、イブリハナワラビ、クシロチドリ等の重要な植物種の主要な生育環境及び地域の植生を特徴づける植物群落であるヒノキアスナロ群落が存在しており、重要な植物種及び地域の植生を特徴づける植物群落への影響が懸念される。このため、重要な植物種等に対する重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物種に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、自然度の高い植生（自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」となっている植生、現地調査の結果からこれらと同等に扱うべきと判断された植生）の改変、まとまりのある森林の分断を回避又は極力低減すること。

(4) 生態系について

本事業実施想定区域については良好な風況に恵まれている。しかし、風力発電設備等を設置するために、当該事業実施想定区域の尾根筋等において新たに森林を伐開した場合は、主に、西よりの卓越風の影響を強く受け、気象害等による森林の劣化する蓋然性が高い。このような地域では、一度、衰退した森林植生の回復は困難であることから、事業計画の検討に当たっては、冷水峠南部の区域において、既存林道や立木密度が低く平坦な部分を活用すること等により、新たな森林の伐開と大規模な地形改変を回避又は極力低減するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。なお、冷水峠南部の区域の尾根筋は、既に強風の影響等により森林の更新が阻害され疎林状態となっていることから、今後の事業の検討に際しては、裸地化の防止及び森林の健全化に十分に配慮すること。

(5) 発生土について

本事業は、尾根筋に風力発電設備等を設置する計画であり、発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路を活用する等、発生土の発生量を抑制するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。また、事業における土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分地へ搬出することを基本として検討すること。

3. その他

事業実施想定区域の周辺においては、本事業の事業者による風力発電所が設置済み又は環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な環境影響について予測及び評価をすること。